

## 憲法記念日に思う

### 改憲的護憲論について

高木一彦 (弁護士)

安倍内閣は、東京オリンピックが行われる 2020 年に憲法改正を施行するために、本年 3 月の自民党大会で改正案を確定し、年内に国会で改正を発議し、来年 2019 年春には国民投票で承認を得るとしている。同年 5 月以降は天皇の代替わり行事が山積するし、6 月の参院選で、憲法改正に必要な衆参各院での 3 分の 2 以上の議席を守れる保証がないからだ。事態は風雲急を告げている。

森友学園をめぐる公文書改ざんの発覚により、窮地に追い込まれたかに見える安倍内閣だが、前述の自民党大会では、改憲案として安倍案、9 条 2 項は維持した上で、9 条の 2 として自衛隊を明記するという方向性を党として確認した。本年 9 月の自民党総裁選もからみ、情勢は流動的であるとは言え、憲法改正の危機を脱したなどと言えないことは明らかである。

何よりも問題なのは、今回の改憲案である自衛隊加憲案の狙いや危険性が十分国民の間で議論され、理解が進んでいるとは言えないところにある。その中で新たな問題が起きている。2015 年の安保法制の際には、「集团的自衛権の行使を認めて日本を戦争の出来る国にすることは許さない」という一点で、歴代の法制局長官経験者を含む自衛隊容認派も自衛隊反対派も団結し、大きな国民世論をつくり出した。その結果、安保法制は国会を通過したものの、その後の南スーダンへの自衛隊派遣でも本格的な戦争参加はできなかった。だからこそ、今回は、解釈改憲ではなく、憲法の明文改正が目指されている。ところが、今、安倍改憲案に対し「改憲的護憲論」を唱える人たちがおり、反対運動の結束にとって障害になっている。

「改憲的護憲論」者の一人である松竹伸幸氏 (同書名の集英社新書の著者) によれば、それは、安倍案が無限定の自衛隊を憲法に明記するのに対して、その任務を専守防衛に限定した自衛隊を憲法に書き加える対案を出すべきだとするものだ。その理由として、国民の 90% は自衛隊が必要だと考えており、今や死文と化した 9 条に、自衛隊の権限を事細かに制限する加憲をしてこそ立憲主義が守れるとする。この議論の根底に

は、日本の安全保障にとって、一定の武力＝軍隊は必要なのだという考えがあると思われる。

この議論を考える上で、安倍首相が、石破氏の9条2項削除案などに比べると折衷的とも言える加憲案を、党内手続を踏み越えてまでして出してきた理由を見抜かなければならないと思う。昨年5月3日に、安倍首相は、改憲集会のビデオメッセージで、突如この自衛隊加憲案を発表したのだが、前年の9月には、日本会議の中心的イデオログである伊藤哲夫氏が、「彼ら（護憲派）に（安保法制のときのような）大々的な統一戦線を容易には形成させないための積極戦略」として、「改憲をまず加憲から」行い、「（平和・人権・民主主義には）一切触れず、ただ憲法に不足しているところを補うだけの憲法修正、つまり『加憲』なら、反対する理由はないではないか、と逆に問いかけるのだ」と日本会議の機関誌で提起した。安倍案がこの戦略に沿うものであることは明らかであろう。そうだとすれば、今、「改憲的護憲論」を唱え、専守防衛に限定するとはいえ、自衛隊を憲法に書き込んで認知することを対案にしなければいけないとするのは、改憲反対勢力に深刻な亀裂を持ち込み、改憲派の術中に、まんまとはまることを意味してはいないだろうか。

言うまでもないが、国民投票は、国会で発議された改憲案について、反対・賛成を投票するものであり、どんな自衛隊ならば認めるかを投票で選ぶものではない。世界で第7位、海軍はアメリカに次ぐ第2位の軍事力を持ち、今や長距離巡航ミサイルや空母を備えることで、専守防衛どころか敵基地攻撃能力を持つことになる自衛隊をこれ以上強大なものにさせてはならない。日本を「戦争が出来る国」にしないために、「安倍改憲案に反対！」の一点で運動を進めるべきだと考える。